

丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金事業実施要綱

令和5年1月10日

令和5年丹波篠山市要綱第2号

(趣旨)

第1条 原油価格高騰の深刻な影響を受けて、市内の貨物自動車運送事業者は経費の増大に苦慮している。この要綱は、コロナ禍の市民生活において重要なインフラである物流事業者の負担軽減のため実施する、丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者支援金 前条の趣旨に基づき市から支給する支援金をいう。
- (2) 支給対象者 次条に定める事業者支援金が生ずる者をいう。
- (3) 普通貨物自動車 ナンバープレートの分類番号が1、10番台及び100番台の貨物自動車をいう。ただし、積載量350キログラム以下の貨物車両を除く。また、分類番号800番台及び900番台の貨物自動車も普通貨物自動車の区分に含める。
- (4) 小型貨物自動車 ナンバープレートの分類番号が4、40番台及び400番台、6、60番台及び600番台の貨物自動車をいう。ただし、積載量350キログラム以下の貨物車両を除く。
- (5) 軽貨物自動車 積載量350キログラム以下の貨物車両をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、市内に事業所を置く中小事業者・個人事業主であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年度において丹波篠山市が実施する「丹波篠山市原油価格・物価高騰対策事業者支援金事業」による支援金を受けていない者
- (2) 一般貨物自動車運送事業（霊柩限定を除く）又は特定貨物自動車運送事業については国土交通大臣の許可を得ている者。貨物軽自動車運送事業については運輸支局長へ届出を行っている者
- (3) 事業者支援金の支給を受けた後も営業を継続する意思がある事業者
- (4) 暴力団等（丹波篠山市暴力団排除条例（平成24年篠山市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。）に該当しない者
- (5) 市税等を滞納していない者

(事業者支援金の支給等)

第4条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、事業者支援金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する事業者支援金の額は、一つの事業者につき普通貨物自動車30,000円、小型貨物自動車20,000円、軽貨物自動車10,000円を、それぞれの車両数に乗じて得た額とする。

3 前項の車両数は、令和4年4月1日時点で、市内の営業所に配置された事業用車両（霊柩限定を除く。）の数とする。

（申請受付期限）

第5条 事業者支援金に係る申請期限は、令和5年2月28日とする。

（申請及び支給の方式）

第6条 事業者支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類。ただし、令和4年1月以後に営業を開始した事業者又は開業後未決算の法人については、この限りでない。

ア 事業者が法人の場合、直近に提出した法人税申告書（別表一）の写し

イ 事業者が個人の場合、令和3年分の確定申告書（第一表）の写し

(2) 令和4年1月から令和4年10月までの各月の営業実態が分かる書類の写し

(3) 貨物自動車運送事業に係る許可証等の写し又はこれらを証する書類

(4) 第4条第3項に該当する事業用車両の車検証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 事業者支援金の申請及び支給は、申請者が前項に規定する書類（以下「申請書等」という。）を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行う。

（支給の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書等を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、支給すること及びその支給金額を決定したときは、当該支給対象者に丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金支給決定通知書（様式第2号）により通知し、事業者支援金を支給するものとする。

2 前項の規定による審査により、支給しないことを決定したときは、当該支給対象者に丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第8条 支給対象者は、支援金の支給を受けようとするときは、丹波篠山市貨物自動車運送事業者支援金支給請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに、申請書等の補正が行われないうちその他支給対象者の責に帰すべき理由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(返還)

第10条 市長は、事業者支援金の支給を受けた者が、支給対象者の要件に該当しなくなった場合又は偽りその他不正の手段により事業者支援金の支給を受けた場合は、第7条の規定による支給の決定を取り消し、支給を行った事業者支援金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 事業者支援金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。